

令和2年8月20日
三次市市民部市民課

住民票の写し等の第三者交付に係る登録型本人通知制度の導入について

三次市では、住民基本台帳法又は戸籍法の規定により、住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者に対し、その交付の事実を通知することにより、住民票の写し等の不正請求の抑止及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とした制度を導入します。

1 登録できる方

三次市に住民票又は本籍がある方（除かれた人を含む）

※ただし、死亡した人、失踪宣告を受けた方は登録できません

2 通知の対象となる証明書

住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し

戸籍全部（個人）事項証明（戸籍謄抄本）、戸籍記載事項証明書

※それぞれ除票又は除籍等を含む

3 必要書類

・事前登録申請書

・申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）

・代理人が申請する場合は、代理権限を明らかにする書類
（委任状、戸籍謄本、登記事項証明書等）

4 申請書受付開始日

令和2年9月1日

5 受付窓口

市民部 市民課 市民窓口係及び各支所

6 個人情報開示請求

通知のあった交付請求について、開示請求を行うことができます。

ただし、開示される内容は、個人情報保護条例の規定の範囲内となり、内容等によっては非開示となる場合があります。

本件に関するお問い合わせ先



市民部 市民課 市民窓口係（担当／配原・菅原・村上）

電話番号：0824-62-6138 FAX番号：0824-63-2809

E-mail：shimin@city.miyoshi.hiroshima.jp

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号